

令和7年つくば市議会定例会令和8年2月定例会議提出案件一覧

・報告5件 ・議案38件 計43件

【報告5件】

案件名	概 要	所管課
報告第44号 専決処分事項の報告について （専決処分第31号 損害賠償額の決定及び 和解について） 地方自治法 第180条第2項 令和8年1月21日専決処分	損害賠償額の決定及び和解（公務中における公用車の 事故） 相手方所有の駐車場敷地に入る際、公用車の左後部が 入口の塀に接触し、破損させたもの 相手方に対する市の支払額 15万7,160円	福祉部 社会福祉課
報告第45号 専決処分事項の報告について （専決処分第32号 損害賠償額の決定及び 和解について） 地方自治法 第180条第2項 令和8年1月21日専決処分	損害賠償額の決定及び和解（公務中における公用車の 事故） 公用車から降車する際、公用車右後方のドアが相手方 車両の左後方ドアに接触し、破損させたもの 相手方に対する市の支払額 8万3,303円	福祉部 社会福祉課

報告第 46 号 専決処分事項の報告について (専決処分第 33 号 損害賠償額の決定及び 和解について) 地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 8 年 1 月 23 日専決処分	損害賠償額の決定及び和解(学校施設管理上の瑕疵に係る事故) つくば市立吾妻小学校において、相手方車両が駐車場の入り口付近に設置してある排水溝蓋の上を通過したところ、蓋が跳ね上がり、車両底面のマフラー結合部分を破損させたもの 相手方に対する市の支払額 28 万 7,512 円	教育局 教育総務課
報告第 47 号 専決処分事項の報告について (専決処分第 34 号 令和 7 年度つくば市一般会計補正予算(第 9 号)) 地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 8 年 1 月 23 日専決処分	歳入歳出予算を 9,994 万 9,000 円増額し、総額を 1,368 億 7,417 万 3,000 円とする。 【歳入内訳】 衆議院議員総選挙委託金 9,994 万 9,000 円(県 10/10) 【歳出内訳】 衆議院議員総選挙費の補正(選挙管理委員会事務局) 衆議院議員総選挙の投開票が令和 8 年 2 月 8 日に実施されることに伴い、選挙費を増額する。 補正予算額 9,994 万 9,000 円	財務部 財政課
報告第 48 号 専決処分事項の報告について (専決処分第 35 号 損害賠償額の決定及び 和解について) 地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 8 年 1 月 26 日専決処分	損害賠償額の決定及び和解(公務中における公用車の事故) 筑波大学構内駐車場にて公用車を後退させた際、駐車していた相手方車両の右前方に接触し、バンパー及びヘッドライトを破損させたもの 相手方に対する市の支払額 49 万 8,000 円	政策イノベーション部 科学技術戦略課

【議案 38 件】

案件名	概 要	所管課
議案第 95 号 令和 7 年度つくば市一般会計補正予算（第 10 号） 地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号	歳入歳出予算を 29 億 4,151 万 4,000 円減額し、総額を 1,339 億 3,265 万 9,000 円とする。 継続費の変更 18 件 繰越明許費の追加 38 件 繰越明許費の変更 6 件 債務負担行為の追加 1 件 債務負担行為の変更 1 件 債務負担行為の廃止 2 件 地方債の追加 2 件 地方債の変更 35 件 地方債の廃止 3 件	財務部 財政課

議案第 96 号 令和 7 年度つくば 市国民健康保険特 別会計補正予算 (第 3 号) 地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号	歳入歳出予算を 1,030 万円増額し、総額を 192 億 6,619 万円とする。 【主な歳入内訳】 1 保険基盤安定繰入金 1,161 万 8,000 円 2 産前産後保険料繰入金 13 万円 【主な歳出内訳】 1 国民健康保険支払準備基金積立金 (国民健康保険課) 1,107 万 5,000 円	財務部 財政課
議案第 97 号 令和 7 年度つくば 市後期高齢者医療 特別会計補正予算 (第 3 号) 地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号	歳入歳出予算を 1 億 9,575 万 3,000 円増額し、総額を 33 億 1,611 万円とする。 【主な歳入内訳】 1 普通徴収保険料 5 億 7,858 万 5,000 円 2 特別徴収保険料 3 億 8,323 万 7,000 円 【主な歳出内訳】 1 後期高齢者医療保険料負担金 (医療年金課) 1 億 9,534 万 8,000 円	財務部 財政課
議案第 98 号 令和 7 年度つくば 市介護保険事業特 別会計補正予算 (第 3 号) 地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号	歳入歳出予算を 1 億 348 万 3,000 円減額し、総額を 151 億 3,212 万 5,000 円とする。 【主な歳入内訳】 1 現年度分調整交付金 1 億 5 万 2,000 円 【主な歳出内訳】 1 介護給付費準備基金積立金 (介護保険課) 1 億 5 万 2,000 円	財務部 財政課

議案第 99 号 令和 7 年度つくば 市水道事業会計補 正予算（第 3 号） 地方公営企業法 第 8 条第 1 項及び 地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号	令和 7 年度における業務の予定量を変更し、収益的支出及び資本的収支を次のとおりとする。 【収益的支出】 ・営業費用 7,456 万円 自己託送開始に伴う動力費を減額するもの 【資本的収入】 1 億 7,766 万 7,000 円減 ・負担金 1,591 万 7,000 円 ・企業債 1 億 5,570 万円 ・出資金 605 万円 入札差金等による工事負担金、企業債及び出資金の減 【資本的支出】 2 億 5,875 万 7,000 円減 ・施設整備費 2 億 5,492 万 9,000 円 ・施設改良費 382 万 8,000 円 入札差金等による工事請負費の減 【債務負担行為の変更】 1 件 緊急車両賃貸借 契約締結に伴う契約額の確定によるもの （補正前）578 万 1,000 円 （補正後）287 万 6,000 円	上下水道局 水道総務課
--	---	------------------------

議案第 100 号 令和 7 年度つくば市下水道事業会計補正予算 (第 3 号)	令和 7 年度における業務の予定量を変更し、資本的収支、継続費を次のとおりとする。 【資本的収入】 3 億 8,705 万 1,000 円減 ・建設企業債 1 億 210 万円 ・国庫補助金 2 億 7,995 万円 1,000 円 ・他会計補助金 6,300 万円 ・工事負担金 5,800 万円 国庫補助金の内示割れによる減 【資本的支出】 4 億 7,987 万 3,000 円減 ・管路建設改良費 5 億 2,142 万円 ・ポンプ場建設改良費 1 億 2,510 万円 ・流域下水道費 3 億 164 万 7,000 円 ・つくばエクスプレス関連公共下水道費 1 億 3,500 万円 国庫補助金の内示割れに伴う建設改良費の減 【継続費の変更】 4 件 ・雨水管理基本方針基本調査 関係機関との調整によるもの (補正前) 令和 5 年度から令和 7 年度まで (補正後) 令和 5 年度から令和 8 年度まで ・全体計画(雨水)見直し業務 関係機関との調整によるもの (補正前) 令和 6 年度から令和 7 年度まで (補正後) 令和 6 年度から令和 8 年度まで ・森の里中継ポンプ場改築更新 令和 6 年度の年割額について、事業の進捗状況を踏まえ、財源を変更するもの (補正前) 国庫補助金 250 万円 地方債 3,250 万円 (補正後) 地方債 3,500 万円 ・花室第一ポンプ場外改築更新 ポンプの更新等に伴う費用増の対応やそれに伴う機器製作期間の延伸等により、年割額、期間を変更するもの (補正前) 令和 5 年度から令和 7 年度まで 令和 7 年度 年割額 9 億円 (補正後) 令和 5 年度から令和 8 年度まで	上下水道局 下水道総務課
--	---	-------------------------

地方公営企業法 第8条第1項及び 地方自治法 第96条第1項第2号	令和7年度 年割額 10億3,100万円 令和8年度 年割額 3億6,300万円	
--	---	--

議案第 101 号 令和 8 年度つくば 市一般会計予算 地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号	歳入歳出予算の総額を 1,227 億 1,000 万円とする。 継続費の設定 10 件 債務負担行為の設定 76 件 地方債の設定 53 件 前年度比 46 億 1,500 万円 (3.6%減) 【主な歳入内訳】 1 市税 593 億 3,115 万 2,000 円 2 国庫支出金 240 億 5,631 万 4,000 円 3 市債 79 億 8,680 万円	財務部 財政課
議案第 102 号 令和 8 年度つくば 市国民健康保険特 別会計予算 地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号	(国民健康保険課) 歳入歳出予算の総額を 192 億 4,689 万 5,000 円とする。 前年度比 3 億 3,865 万 7,000 円 (1.8%増)	財務部 財政課
議案第 103 号 令和 8 年度つくば 市後期高齢者医療 特別会計予算 地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号	(医療年金課) 歳入歳出予算の総額を 37 億 3,235 万 2,000 円とする。 前年度比 6 億 2,768 万 2,000 円増 (20.2%増)	財務部 財政課
議案第 104 号 令和 8 年度つくば 市作岡財産区特別 会計予算 地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号	(財政課) 歳入歳出予算の総額を 12 万円とする。 前年度比 2,000 円増 (1.7%増)	財務部 財政課

議案第 105 号 令和 8 年度つくば 市等公平委員会特 別会計予算 地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号	(法務課) 歳入歳出予算の総額を 107 万円とする。 前年度比 1 万 6,000 円 (1.5%減)	財務部 財政課
議案第 106 号 令和 8 年度つくば 市介護保険事業特 別会計予算 地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号	(介護保険課) 歳入歳出予算の総額を 153 億 238 万 2,000 円とする。 債務負担行為の設定 1 件 前年度比 3 億 5,888 万円増 (2.4%増)	財務部 財政課

議案第 107 号 令和 8 年度つくば市水道事業会計予算 地方公営企業法 第 8 条第 1 項及び 地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号	令和 8 年度における業務予定量を定め、収益的収支及び資本的収支等について次のとおりとする。 【収益的収入及び支出】 水道事業収益 73 億 5,162 万 1,000 円 前年度比 2 億 5,800 万 7,000 円（3.64％）増 《主な内訳》 営業収益（水道料金等）68 億 7,250 万 4,000 円 水道事業費用 61 億 2,906 万 6,000 円 前年度比 7,992 万 7,000 円（1.32％）増 《主な内訳》 営業費用（配水及び給水費、減価償却費等） 57 億 8,447 万 5,000 円 【資本的収入及び支出】 資本的収入 23 億 3,342 万 5,000 円 前年度比 4 億 4,802 万 9,000 円（16.11％）減 《主な内訳》 企業債（新設及び更新事業）21 億 6,130 万円 資本的支出 52 億 3,536 万 1,000 円 前年度比 2 億 4,401 万 4,000 円（4.45％）減 《主な内訳》 建設改良費（施設整備費、施設改良費等） 43 億 2,156 万 6,000 円	上下水道局 水道総務課
--	---	-------------------------

議案第 108 号 令和 8 年度つくば市下水道事業会計予算	令和 8 年度における業務予定量を定め、収益的収支及び資本的収支等について次のとおりとする。	上下水道局 下水道総務課
地方公営企業法 第 8 条第 1 項及び 地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号	【収益的収入及び支出】 収入 105 億 4,345 万 8,000 円 前年度比 4,233 万 4,000 円 (0.4%) 増 《主な内訳》 営業収益 (下水道使用料等) 57 億 3,748 万 2,000 円 支出 99 億 477 万 1,000 円 前年度比 1 億 4,007 万 4,000 円 (1.4%) 減 《主な内訳》 営業費用 (流域下水道費、減価償却費等) 93 億 1,893 万 4,000 円 【資本的収入及び支出】 収入 53 億 2,554 万円 前年度比 6 億 3,737 万 5,000 円 (13.6%) 増 《主な内訳》 企業債 (新設及び改築・更新事業等) 35 億 2,900 万円 補助金 (国庫補助金等) 16 億 4,291 万 9,000 円 支出 87 億 7,031 万 5,000 円 前年度比 12 億 5,211 万 9,000 円 (16.7%) 増 《主な内訳》 建設改良費 (管路建設改良費等) 66 億 8,528 万 9,000 円 企業債償還金 20 億 6,607 万 6,000 円	

議案第 109 号 つくば市行政組織条例 の一部を改正する条例 について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	令和 8 年度行政組織の改編に当たり、部及びその分掌 事務に変更が生じるため、条例の一部を改正するもの [改正の内容] ・介護保険に関する分掌事務を「保健部」から「福祉 部」に移管する。 ・「こども部」と「保健部」を統合し、「こども・保 健部」を新設する。	総務部 総務課
--	---	--------------------

議案第 110 号 つくば市環境審議会条例の一部を改正する条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	環境審議会について、審議体制の見直しを行うため、条例の一部を改正するもの [主な改正の内容] ・委員の定数を 15 人以内から 25 人以内に改める。 ・専門部会の規定を加える。	生活環境部 環境政策課
---	--	------------------------

議案第 111 号 つくば市特別職の職員 で非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する 条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	教育委員会の委員及び産業医の報酬額について、社会 情勢等を考慮して見直すため、条例の一部を改正するも の [主な改正の内容] ・報酬額について、教育委員会の委員を 6 万 3,000 円 から 8 万 5,000 円、また、学校に置かれる産業医に限り 日額 5 万円から年額 48 万円に改める。	総務部 人事課
議案第 112 号 つくば市会計年度任用 職員の給与及び費用弁 償に関する条例の一部 を改正する条例につい て 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	会計年度任用職員の給料の範囲について、昨今の人事 院勧告に基づく給料引上げの状況を考慮し、条例の一部 を改正するもの [主な改正の内容] ・職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認めるフ ルタイム会計年度任用職員における月額給料の範囲を 30 万円から 33 万円に改める。	総務部 人事課

議案第 113 号 つくば市一時預かり事業手数料条例の一部を改正する条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	公立保育所における一時預かり事業について、手数料を改定するため、条例の改正を行うもの [主な改正の内容] ・利用者負担額を 1 時間 200 円から 300 円に改定する。	こども部 幼児保育課
議案第 114 号 つくば市医療福祉費支給条例の一部を改正する条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	医療福祉費支給制度について、所得税法の改正に伴い、茨城県の条例準則が改正されたため、条例の一部を改正するもの [主な改正の内容] ・所得税法の改正による特定親族特別控除の追加に伴い、所得に関する基準について規則で定める。	保健部 医療年金課

議案第 115 号 つくば市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	国の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、当該改正に準拠した内容に改めるため、条例の一部を改正するもの [主な改正の内容] ・乳児等通園支援事業の利用定員の定義の変更	こども部 幼児保育課
議案第 116 号 つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例の一部を改正する条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	つくば市立荃崎児童センター、つくば市立東児童館及びつくば市立大曽根児童館が土日開館することに伴い、開館時間等について定めるとともに、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの [主な改正の内容] ・上記 3 児童館の土日の開館時間等について定める。 ・小田児童館の移転に伴い、位置を改正する。	こども部 こども育成課

議案第 117 号 つくば市介護保険条例の一部を改正する条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	介護保険法施行令の改正に伴い、保険料率の算定方法等を改正するため、条例の一部を改正するもの [主な改正の内容] ・保険料算定に関する合計所得額の算定方法の特例並びに、保険料率の算定に関する市町村民税非課税世帯及び市町村民税非課税者の基準特例を定める。 ・保険料所得段階第 1 段階から第 5 段階を対象とした前年度非課税者に係る特例減免を定める。	保健部 介護保険課
議案第 118 号 つくば市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	インターネットでの粗大ごみ収集予約に電子決済を導入することに伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの [主な改正の内容] ・粗大ごみの排出について、粗大ごみ処理券の貼付に代えて、受付番号を記載した任意様式の貼付による方法を可能とする。	生活環境部 環境衛生課

議案第 119 号 つくばカピオ条例の一部を改正する条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	つくばカピオに整備するオンライン配信用インターネット環境及びその他各種設備について利用料金を定めるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの [主な改正の内容] ・オンライン配信用インターネット環境・貸出用ロッカーの利用料金を設定する。	市民部 芸術文化推進課
議案第 120 号 つくば市建築物駐車施設附置条例の一部を改正する条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	駐車場法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの [主な改正の内容] ・共同住宅をほかの特定用途（店舗・事務所等）と区別する。	建設部 公園・施設課

議案第 121 号 つくば市建築基準条例 の一部を改正する条例 について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、 当該改正内容に準拠した内容に改めるため、条例の一部 を改正するもの [主な改正の内容] ・ 建築基準法の改正に伴い、既存の建築物に対する制限の緩和及び防火規制に係る別棟みなし規定が創設されたことにより、条例中の長屋の規定についても緩和できるよう改正する。 ・ 引用する建築基準法施行令の条項を改める。	都市計画部 建築指導課
議案第 122 号 つくば市体育施設条例 の一部を改正する条例 について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	大穂体育館に空調設備を新たに設置することに伴い、 冷暖房使用料を定めるとともに、所要の改正を行うため、 条例の一部を改正するもの [主な改正の内容] ・ 冷暖房使用料を定める。	市民部 スポーツ施設課

議案第 123 号 つくば市火災予防条例 の一部を改正する条例 について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布に伴い、条例の一部を改正するもの [主な改正の内容] ・簡易サウナ設備に適用される基準を定める。 ・住宅における火災の予防を推進するための施策に感震ブレーカーの普及促進を加える。	消防本部 予防課
--	--	---------------------

議案第 124 号 つくば市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準を定める必要があるため、条例を制定するもの [主な制定の内容] ・特定乳児等通園支援事業における一般原則を定める。 ・利用定員、面談、正当な理由のない提供拒否の禁止等運営に関する基準を定める。	こども部 幼児保育課
--	--	-----------------------

議案第 125 号 つくば市産業用地整備 支援事業に関する条例 について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	産業用地の整備を行った事業者に対し、公共施設等の 設置に要した費用について負担金を交付するため、条例 を制定するもの [主な制定の内容] ・産業用地の整備を行った事業者に対し、道路、公 園、下水道、上水道等の公共施設等の設置に要した費 用について、負担金を交付する。 ・負担金交付対象事業、対象事業者及び対象経費等を 規定する。	経済部 立地推進課
議案第 126 号 つくば市企業立地促進 奨励金の交付に関する 条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	市の承認した整備区域で事業所を建築した事業者に対 し、事業所に係る固定資産税額に相当する額について奨 励金を交付する条例を制定するもの [主な制定の内容] ・市の承認した整備区域において立地する事業者に、 事務所に係る固定資産税相当額（3 年間、1 事業者に つき 1 会計年度 1 億円を限度）を奨励金として交付す る。	経済部 立地推進課

議案第 127 号 つくば市立アルスホール条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	つくば市立アルスホールについて、その設置及び管理について定める必要があるため、条例を制定するもの [主な制定の内容] ・アルスホールについて、利用時間、使用料等を規定する。 本条例の制定に伴い、つくば市視聴覚センター条例は廃止する。	教育局 中央図書館
議案第 128 号 字の区域の設定について 地方自治法 第 260 条第 1 項	島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業が施行されたことに伴い、同区域に新たに字の区域（香取台、諏訪、陣場）を設定するもの [区域を設定する字] つくば市面野井、島名、谷田部の一部を、香取台一丁目から三丁目、諏訪一丁目から二丁目、陣場一丁目から四丁目と設定する。	市民部 市民窓口課
議案第 129 号 字の区域の設定について 地方自治法 第 260 条第 1 項	上河原崎・中西特定土地区画整理事業が施行されたことに伴い、同区域に新たに字の区域（かみかわ、高山、万博公園西）を設定するもの [区域を設定する字] つくば市上河原崎、上河原崎元中北、上河原崎元宮本、上河原崎下河原崎入会地、下河原崎、島名、面野井の一部を、かみかわ一丁目から二丁目、高山一丁目から四丁目、万博公園西一丁目から四丁目と設定する。	市民部 市民窓口課

議案第 130 号 市道路線の廃止について 道路法第 10 条第 3 項	開発行為に伴い、全 1 路線（下横場）の市道を廃止するもの 路線延長（旧）315.8m （新） 0m	建設部 道路管理課
議案第 131 号 市道路線の変更について 道路法第 10 条第 3 項	開発行為に伴い、全 1 路線（下横場、市之台）の市道を変更するもの 路線延長（旧）348.6m （新）171.8m	建設部 道路管理課

議案第 132 号 財産の取得について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 8 号	香取台小学校の児童数急増に伴い、増築校舎等の拡張整備を目的として取得するもの 1 相手方 茨城県水戸市笠原町 978 番地 6 茨城県知事 大井川 和彦 2 取得金額 3 億 2,412 万 9,520 円 3 所在地 つくば市島名字境松 3766 番 2 外 5 筆 4 地籍 6,520.09 m²	教育局 教育施設課
---	--	----------------------